

第2章 連合区長会について

1 連合区長会とは

(1) 概要

入間市連合区長会は、自治会同士の交流や親睦を深めることで、自治活動の発展と住みよいまちづくりを進め、市全体を発展させるために組織された団体です。

この会は、市内6地区（豊岡地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢地区、西武地区）からなる118の自治会長、副自治会長によって構成されています。（令和6年7月1日現在）

市内6地区の区長会から会長ならびに副会長が選出され、会に8名の役員（会長、副会長、幹事、監事）を置いています。

市から118の各自治会へお願いしたいこと、連絡したいこと等については、この会の役員会や臨時総会において協議、調整を行った後に、各地区の区長会議でお知らせしていきます。

このように、入間市連合区長会は、118の自治会を束ねるコミュニティ組織の代表として、市と連携しながら様々な事業を実施しています。

(2) 連合区長会の組織

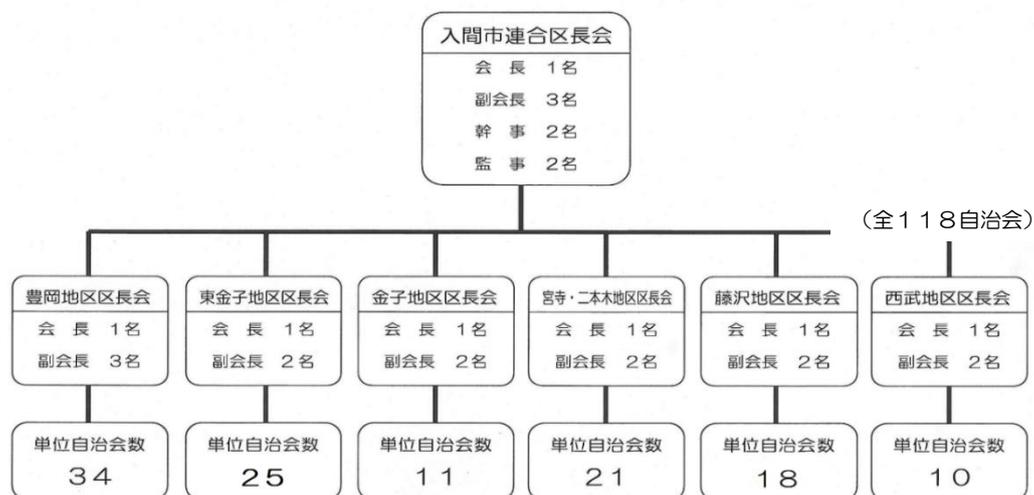
市内118の自治会はすべて各地区の区長会に所属しています。

また、自治会長の中から、各地区区長会の会長及び副会長が選出されています。

連合区長会の役員は、市内6地区の区長会会長6名と副会長2名の計8名で構成されており、幹事及び監事の1名ずつを副会長から選出します。

組織図は次のとおりです。

【入間市連合区長会組織図】



33

(3) 連合区長会の事業

入間市連合区長会では、下記の事業に取り組んでいます。

内容	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①定期総会		○											
②臨時総会											○		
③役員会					○		○		○				
④区長・副区長全体会			○										
⑤市民清掃デー				○									
⑥防災訓練									○				
⑦入間万燈まつり								○					
⑧視察研修									○				
⑨コミュニティ備品の貸出		随 時											

※ その他、年間を通して住みよいまちづくりに必要な活動を随時行っています。

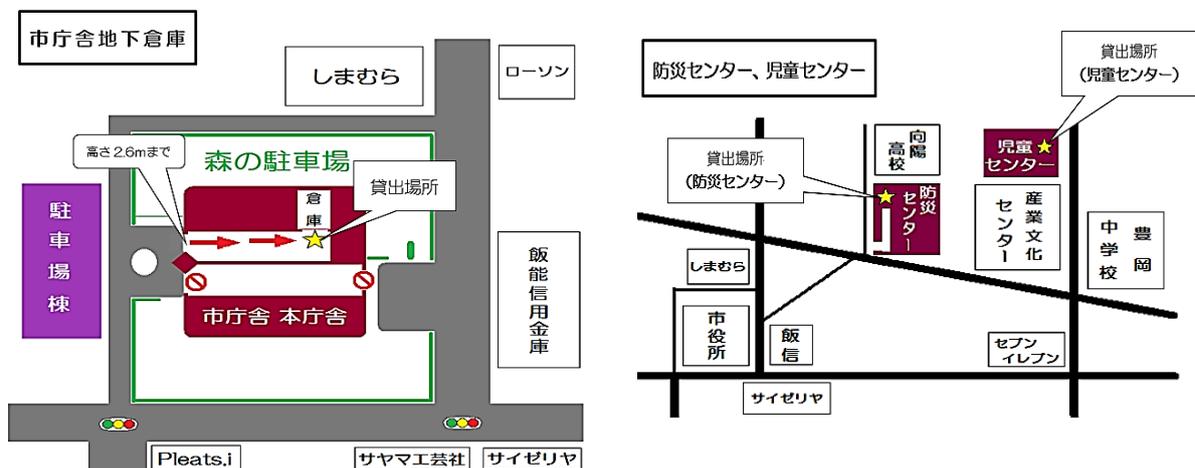
2 イベント用品の貸出について

入間市連合区長会、各地区区長会では、（一財）自治総合センターが実施する宝くじ助成を受け、地域行事に使用できるイベント用品の貸出を行っています。

●入間市連合区長会 【受付：地域振興課 ☎2964-1111(内線 2141・2142)】

保管場所	貸出用品		
市役所C棟 地下倉庫	かき氷機（バラ氷）	焼きそば台	長胴太鼓（2尺1寸）
	長胴太鼓（1尺9寸）		
防災センター	放送設備	寸胴鍋（36cm）	ガススープレンジ
	テント×（2間×3間）	テント（2間×1.5間）	テント（1.5間×1間）
	まつり半纏（紺色）	まつり半纏（水色）	まつり半纏（赤色）
	まつり半纏（子供用）		
児童センター	えんぴつ迷路 ※児童センターとの日程調整が必要です。		

項目	内容
申請対象	単位自治会の代表者または各地区区長会の会長 ※自治会長からの申請であれば、自治会以外の団体も利用可能です。
予約・申請・貸出・返却時間	月曜日～金曜日までの午前9時00分～午後4時30分 （祝日、年末年始除く） ※取扱いが異なる場合がありますので、詳細は各地区センターへお問合せください。 <u>入間市連合区長会・豊岡地区区長会</u> 予約・申請：月曜日～金曜日までの午前9時00分～午後4時30分 貸出：（週末に利用する場合）原則金曜日の午前9時～正午 返却：（週末に利用する場合）原則月曜日の午前9時～正午 ※祝日を除きます。 ※7～8月の貸出については、多くの団体が利用されるため、貸出時間・返却時間をこちらで指定させていただきますのでご了承ください。
申請開始時期	原則、前年度の3月1日午前9時から開始です。 ※申請開始日が、土曜日・日曜日にあたった場合は、次の平日となります。
手続き	<ol style="list-style-type: none"> ① 電話にて予約 ② 申請書の提出（各地区により様式が異なります） ③ 備品の借用 <ul style="list-style-type: none"> ・出発前に一度連絡してください。 ・使用前に部品等を確認してください。 ④ 返却 <ul style="list-style-type: none"> ・返却前に必ず清掃してください。 ・使用前と同じ部品等があるか確認してください。



●各地区センター

各地区区長会が管理する備品です。貸出は地区の区・自治会を優先します。

貸出場所については、受付時に確認をお願いします。

保管場所	貸出用品		
豊岡地区区長会 入間市役所地域振興課 2964-1111 (内線 2141・2142)	綿菓子機	かき氷機 (バラ氷)	ポップコーン機
	長胴太鼓 (1 R 9 寸)	放送設備	ポータブルアンプ
	折りたたみテーブル	カラオケ機能付マイク	焼き鳥器
東金子地区区長会 東金子地区センター 2962-7711	綿菓子機 (ガス式)	かき氷機 (ブロック氷)	焼きそば台
	焼き鳥器	ポップコーン機	折りたたみテーブル
	アルミテント (2×3)	折りたたみ式ゴミ箱	ポータブルアンプ
	カラオケ機能付マイク		
金子地区区長会 金子地区センター 2936-1171	綿菓子機	ポップコーン機	長胴太鼓
	かき氷機 (バラ氷)	かき氷機 (ブロック氷)	焼きそば台
宮寺・二本木地区区長会 宮寺・二本木地区センター 2934-4466	綿菓子機	焼きそば台	折りたたみテーブル
	かき氷機 (ブロック氷)	アルミテント (2×3)	折りたたみ椅子
	ポップコーン機		
藤沢地区区長会 藤沢地区センター 2962-6475	綿菓子機	かき氷機 (ブロック氷)	アイスボックス
	ポップコーン機	焼きそば台	焼き物機
	マイク付メガホン	15Wメガホン	たこ焼器台セット
	スチールテント (1.5×2)	スチールテント (2×4)	発電機 (2.4kw×1.6kw)
	コードリール 30m		
西武地区区長会 西武地区センター 2932-0033	綿菓子機	音響設備	折りたたみテーブル
	かき氷機 (ブロック氷)	アルミテント (2×4)	折りたたみ椅子
	ポップコーン機	プロジェクター	

*申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

- 入間市トップページ → 暮らし・手続き
 - 住民活動・コミュニティ・協働 → 自治会・区長会
 - 自治会活動支援・市の各種制度について
 - コミュニティ備品の貸し出し



消火器の準備と届出が必要となります

埼玉西部消防組合へ、「露店」「火気器具」「消火器」等の配置がわかる略図を添付した「露店等の開設届出書」（２部）の提出が必要です。

① 届出

入間市を管轄する埼玉西部消防組合において、火災予防条例が改正（平成26年7月1日施行）されたことにより、多くの人が集まる夏祭りなどの催しでは、火気器具を使う場合には届出が必要となりました。

● 催しとは

催しの種類	該当の有無
企業、地方自治体、民間団体などが開催し、不特定多数の者が集まる催し	該当
神社等で、不特定多数の者が集まる祭礼	該当
自治会などが主催する夏祭り、盆踊り大会などの催し	該当
幼稚園等で父母が主催するもちつき大会など ※ 相互に面識がある者が参加する催し	非該当
近親者によるバーベキューなどの集まり ※ 相互に面識がある者が参加する催し	非該当

● 火気器具とは

液体燃料を使用とする	業務用グリドル、石油ストーブ、発電機等
固体燃料を使用とする	該当七輪、火鉢、炭火コンロ等
気体燃料を使用とする	ガスコンロ、ガスストーブ等
電気を熱源とする	電気ストーブ、ホットプレート等

② 消火器の準備

催しに際して、火気器具を使用する場合は、必ず消火器の準備が必要となります。

火気器具には上記のようなものが該当しますが、このうち電気を熱源とするものは器具の表面に可燃物が触れた場合に、可燃物が発火する恐れのある器具（赤熱部分が露出している器具等）が対象となり、ホットプレート、電子レンジ、IH調理器具、電気ポット等は含まれません。

● 次のマークのある消火器をご用意ください

A 普通火災



新建材、木材、紙、繊維など、固体の燃えやすいものの火災。

B 油火災



ガソリン、シンナーなどの液体性のもの、グリスなど半固体の油脂類の火災。

C 電気火災



電気器具、機械類など、感電の恐れのある電気施設を含む火災。

✔ 適応種別は本体の
下記箇所を確認

製品のラベルには有効な火災がアイコンで表示されています。



埼玉西部消防組合

入間消防署 ☎2962-7257
(予防指導課)

藤沢分署 ☎2965-1190

西武分署 ☎2932-1190



*届出は、埼玉西部消防組合のホームページからダウンロードできます。

■ 埼玉西部消防組合トップページ → 申請書
→ 火災予防条例関係様式 → 露店等の開設届出書

